

平成二十一年法律第五十九号

資金決済に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第二条の二）	第二章 前払式支払手段	第三章 第三者型発行者（第七条—第十二条）
第二節 自家型発行者（第五条・第六条）	第六節 雜則（第二十九条の二—第三十六条）	第七節 雜則（第三十条—第三十六条）
第三節 第三者型発行者（第七条—第十二条）	第八節 賞罰則（第七百七条—第七百八十八条）	第九節 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）
第四節 資金移動	第十節 第一章 総則	第十一節 第一章 総則
第五節 業務（第十三条—第二十一条の三）	第十二節 第二章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）	第十二節 第二章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）
第六節 監督（第二十二条—第二十九条）	第十三節 第三章 第三者型発行者（第七条—第十二条）	第十三節 第三章 第三者型発行者（第七条—第十二条）
第七節 雜則（第二十九条の二—第三十六条）	第十四節 第四章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）	第十四節 第四章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）
第八節 賞罰則（第七百七条—第七百八十八条）	第十五節 第五章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）	第十五節 第五章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）

第四節 雜則（第六十三条の三十八—第六十一条）

三条の四十二)

第四章の二 資金清算

第一節 総則（第六十四条—第六十八条）

第二節 業務（第六十九条—第七十五条）

第三節 監督（第七十六条—第八十二条）

第四節 雜則（第八十三条—第八十六条）

第五章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）

第六章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）

第七章 雜則（第一百二条—第一百六条）

第八章 賞罰則（第七百七条—第七百八十八条）

附則 第一章 総則

附則 第二章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）

附則 第三章 第三者型発行者（第七条—第十二条）

附則 第四章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）

附則 第五章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）

附則 第六章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）

附則 第七章 雜則（第一百二条—第一百六条）

附則 第八章 賞罰則（第七百七条—第七百八十八条）

附則 第九章 第一章 総則

附則 第二章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）

附則 第三章 第三者型発行者（第七条—第十二条）

附則 第四章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）

附則 第五章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）

附則 第六章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）

附則 第七章 雜則（第一百二条—第一百六条）

附則 第八章 賞罰則（第七百七条—第七百八十八条）

附則 第九章 第一章 総則

附則 第二章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）

附則 第三章 第三者型発行者（第七条—第十二条）

附則 第四章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）

附則 第五章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）

附則 第六章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）

附則 第七章 雜則（第一百二条—第一百六条）

附則 第八章 賞罰則（第七百七条—第七百八十八条）

附則 第九章 第一章 総則

附則 第二章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）

附則 第三章 第三者型発行者（第七条—第十二条）

附則 第四章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）

附則 第五章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）

附則 第六章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）

附則 第七章 雜則（第一百二条—第一百六条）

附則 第八章 賞罰則（第七百七条—第七百八十八条）

附則 第九章 第一章 総則

附則 第二章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）

附則 第三章 第三者型発行者（第七条—第十二条）

附則 第四章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第八十九条）

とができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第三号に掲げるるものに該当するものを除く。）

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（次号に掲げるものに該当するものを除く。）

三 特定信託受益権

四 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わつて利用者（当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。）との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務を締結している者に該当する為替取引を、又は減少させること。

五 前号に掲げるもの

六 他の財産的価値（本邦通貨及び外国通貨を除く。）をいう。

七 この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもつて債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行なわれることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもつて債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

八 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券とは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（電子記録債権法第二条第一項に規定する電子記録債権に該当するものを除く。）をいう。

九 この法律において「特定信託受益権」とは、この法律において「特定信託」を受けた者をいう。

10 この法律において「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理業者（当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。）との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務を締結している者に該当する為替取引を、又は減少させること。

11 この法律において「電子決済手段関連業務」とは、電子決済手段の交換等又は電子決済手段の管理をいう。

12 この法律において「電子決済手段等取引業者」とは、第六十二条の三の登録を受けた者をいう。

13 この法律において「外国電子決済手段等取引業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十二条の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他行政処分を含む。）を受けて電子決済手段等取引業を行う者又は当該外国の法令に準拠して第十項第四号に掲げる行為に相当する行為を業として行う者をいう。

14 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

15 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものを購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用するこ

弁済のために不特定の者に対しても使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録しているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

一 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「暗号資産の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為をいい、「暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいう。

一 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換次に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理をいい、「暗号資産の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為に關して、利用者の金銭の管理すること。

四 他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）

一 この法律において「暗号資産交換業者」とは、第六十三条の二の登録を受けた者をいう。

二 この法律において「外国暗号資産交換業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定による者をいう。（以下同じ。）の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引（これに準ずるものとして主務省令で定めるもの）の項及び第四章において同一。に關し、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいふ。

三 当該為替取引が外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第十七条各号（同法第十七条の三その他政令で定める規定において準用する場合を含む。）に掲げる支払等（同法第八条に規定する支払等をいう。）に係る為替取引に該当するかどうかを

二 一 当該為替取引が国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十四号)第九条に規定する財産凍結等対象者その他これに準ずる者として主務省令で定める者に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。

三 当該為替取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第八条第一項の規定による判断を行つて、更改その他の方法により、銀行等の間で生じた為替取引に基づく債務を負担することを業として行うことをいう。

この法律において「資金清算機関」とは、第六十三条の二十三の許可を受けた者をいう。

この法律において「資金清算業」とは、為替取引に係る債権債務の清算のため、債務の引受け、更改その他の方法により、銀行等の間で生じた為替取引に基づく債務を負担することを業として行うことをいう。

この法律において「資金清算機関」とは、第六十四条第一項の免許を受けた者をいう。

この法律において「認定資金決済事業者協会」とは、第八十七条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

この法律において「指定紛争解決機関」とは、第九十九条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続(資金移動業(第三十六条の二第二四項に規定する特定資金移動業を除く。以下この項において同じ。)、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する苦情を処理する手続をいう。)及び紛争解決手続(資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する紛争で当事者が和解をすることができるものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。)百条第三項を除き、以下同じ。)に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る資金移動業(資金移動業者が當む為替取引に係る業務をいう。)、第五十一条の四第一項第一号において同じ。)、電子決済手段等取引業務(電子決済手段等取引業(電子決済手段等取引業の種別)を分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。

業者が行う第十項各号に掲げる行為に係る業務をいう。(第六十二条の十六第一項第一号において同じ。)及び暗号資産交換業務(暗号資産交換業者が行う第十五項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十三条の十二第一項第一号において同じ。)の種別をいう。

この法律において「信託会社等」とは、信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)(第二条第二項に規定する信託会社若しくは同条第六項に規定する外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼營等に関する法律(昭和十八年法律第四十号))第一条第一項の認可を受けた金融機関は、特定信託受益権の発行による為替取引を行う。(次項において「信託銀行等」という。)をいう。

この法律において「銀行等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)
- 二 条第一項に規定する銀行
- 二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十七号)
- 三 信用金庫
- 四 信用金庫連合会
- 五 労働金庫
- 六 労働金庫連合会
- 七 信用協同組合
- 八 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合
- 十 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会
- 十一 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十二条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合
- 十二 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う水産加工業協同組合
- 十三 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合
- 十四 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

30 十六 農林中央金庫 株式会社商工組合中央金庫

「この法律において「破産手続開始の申立て等」とは、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、外國の法令上これらに相当する申立てを含む。」をいう。

この法律において「銀行法等」とは、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、労働金庫法（昭和十八年法律第二百二十七号）、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八百三十三号）、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）をいう。

第二条の二 金銭債権を有する者（以下この条において「受取人」という。）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。

第二章 前払式支払手段

第一節 総則

（定義） この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度量その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に応する対価を得て発

二 行される証票等又は番号（記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

二 証票等に記載され、又は電磁的方法による記録される物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるもの）を含む。）であつて、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品等の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

二 この章において「基準日未使用残高」とは、前払式支払手段を発行する者が毎年三月三十一日及び九月三十日（以下この章において「基準日」という。）までに発行した全ての前払式支払手段の当該基準日における未使用残高（次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいいう。

一 前項第一号の前払式支払手段 当該基準日において代価の弁済に充てることができる
金額

二 前項第二号の前払式支払手段 当該基準日において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を内閣府令で定めるところにより金額に換算した金額

二 この章において「支払可能金額等」とは、第一項第一号の前払式支払手段があつてはその発行された時において代価の弁済に充てることができ金額をいい、同項第二号の前払式支払手段があつてはその発行された時ににおいて給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量をいう。

四 この章において「自家型前払式支払手段」とは、前払式支払手段を発行する者（当該発行する者と政令で定める密接な関係を有する者（次条第五号及び第三十二条において「密接關係

9 この章において「前払式支払手段記録口座」とは、前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座（当該口座に記録される未使用残高の上限額があることその他内閣府令で定める要件を満たすものに限る。）をいう。

8 この章において「自家型前払式支払手段」とは、自家型前払式支払手段以外の前払式支払手段をいう。

7 この章において「第三者型前払式支払手段」とは、第五条第一項の届出書を提出した者（第三十三条第一項の規定による発行の業務の全部の廃止の届出をした者であつて、第二十条第一項の規定による払戻しを完了した者を除く。）をいう。

6 この章において「自家型発行者」とは、第五条第一項の届出書を提出した者（第三十三条第一項の規定による発行の業務の全部の廃止の届出をした者であつて、第二十条第一項の規定による払戻しを完了した者を除く。）をいう。

5 前払式支払手段又は前払式支払手段を発行する者に対してのみ、物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる前払式支払手段をいう。

10
この章において「基準期間」とは、基準日の翌日から次の基準日までの期間をいう。

(適用除外)

第四条 次に掲げる前払式支払手段については、この章の規定は、適用しない。

一 乗車券、入場券その他これらに準ずるものであつて、政令で定めるもの

二 発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できる前払式支払手段

三 国又は地方公共団体(次号において「国等」という。)が発行する前払式支払手段

四 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人であつて、その資本金又は出資の額の全部が国等からの出資によるものその他の国等に準ずるものとして政令で定める法人が発行する前払式支払手段

五 専ら発行する者(密接関係者を含む。)の従業員に対して発行される自家型前払式支払手段(専ら当該従業員が使用することとされているものに限る。)その他これに類するものとして政令で定める前払式支払手段

六 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)その他の法律の規定に基づき前受金の保全のための措置が講じられている取引に係る前払式支払手段として政令で定めるもの

七 その利用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている前払式支払手段

第二節 自家型発行者

(自家型発行者の届出)

第五条 前払式支払手段を発行する法人(人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)又は個人のうち、自家型前払式支払手段のみを発行する者は、基準日においてその自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に基準額(第十四条第一項に規定する基準額をいふ。)を超えることとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。自家型前払式支払手段の発行の業務の全部を廃止した後再びその発行を開始したときも、同様とする。

一 氏名、商号又は名称及び住所

二 法人につつては、資本金又は出資の額

三 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所
又は事務所の名称及び所在地

四 法人（人格のない社団又は財團であつて代表者は又は管理人の定めのあるものを含む。）
にあつては、その代表者又は管理人の氏名

五 当該基準日における基準日未使用残高

六 前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等

七 物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限

八 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法

九 前払式支払手段の発行の業務の一項を第三
者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

十 前払式支払手段の発行及び利用に関する利
用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先

十一 その他内閣府令で定める事項

十二 前項の届出書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（自家型発行者名簿）

第十六条 内閣総理大臣は、自家型発行者について、自家型発行者名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

（第三者型発行者の登録）

第七条 第三者型前払式支払手段の発行の業務は、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ、行つてはならない。

（登録の申請）

二二 資本金又は出資の額	三一 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所
三二 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所	又は事務所の名称及び所在地
三四 役員の氏名又は名称	五前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等
五六 物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限	六前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限
七前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法	八前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者者に委託する場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
九前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先	十前払式支払手段の登録で定める事項
二前項の登録申請書には、第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。	二前項の登録申請書には、第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
(第三者型発行者登録簿)	(第三者型発行者登録簿)
第九条 内閣総理大臣は、第七条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を第三者型発行者登録簿に登録しなければならない。	二前項の登録申請書には、第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
一前条第一項各号に掲げる事項	二前項の登録申請書には、第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
二登録年月日及び登録番号	二登録年月日及び登録番号
三内閣総理大臣は、第三条型発行者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。	三内閣総理大臣は、第三条型発行者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	二前項の登録申請書には、第十条第一項各号の登録の拒否
一法人でないもの（外国の法令に準拠して設立された法人で国内に営業所又は事務所を有しないものを含む。）	二前項の登録申請書には、第十条第一項各号の登録の拒否

二二 次のいずれにも該当しない法人のもの	三一 前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品等又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものでないことの確認するため必要な措置を講じていない法人
二二 二この法律又はこの法律に相当する外国の法の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者	三二 前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品等又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものでないことの確認するため必要な措置を講じていない法人

二二 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者	二二 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
二二 二この法律又はこの法律に相当する外国の法の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者	二二 二この法律又はこの法律に相当する外国の法の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二二 二拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者	二二 二拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
二二 二この法律又はこの法律に相当する外国の法の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者	二二 二この法律又はこの法律に相当する外国の法の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

八 資金移動業の内容及び方法

九 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

十 他に事業を行つているときは、その事業の種類

十一 その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(資金移動業者登録簿)

第三十九条 内閣総理大臣は、第三十七条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によつて登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を資金移動業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遲滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、資金移動業者登録簿を公衆の総覽に供しなければならない。

(登録の拒否)

第四十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書類若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 株式会社又は外国資金移動業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの
- 二 外国資金移動業者にあっては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人
- 三 資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産の基礎を有しない法人
- 四 資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人
- 五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

六 他の資金移動業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の資金移動業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

七 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の二第二項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三第七項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により該外国人において受けている同種類の登録、許可若しくは免許（当該登録、許可又は免許に類する他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人第三十七条の二第二項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人この法律、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人他に行う事業が公益に反すると認められる者のある法人

八 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国資金移動業者にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者ある法人

イ 心身の故障のため資金移動業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その

刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

第四十一条 資（変更登録等）

第七号に掲げる事項の変更（新たな種別の資金移動業を営もうとするに關する府令による。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に記載の登録を提出する。

第一種資金移動業 各営業日における第一種資金移動業に係る要履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間内に供託すること。

一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間における第二種資金移動業又は第三種資金移動業に関する要履行保証額の最高額以上の額に相当す

(履行保
第四十五之

第四十五条 資金移動業者は信託会社等との間で、その當む資金移動業の種別ごとに履行保証金信託契約（当該信託会社等が内閣総理大臣の

命令に応
てるこ

てることを信託の目的として三言語(英語・中国語・日本語)で記載する。他の当該目的の達成のために必要な行為をするべき他の信託契約をいう。以下に必要な章において同じく記載する。」を希望し、その旨を内閣総理大臣より承認して同じく記載する。

二四

に基づき信託財産が信託されている間、当該信託財産の額につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないこと

ができる
夏行足

者
が行

二 利用者を受益者とすること。
二 受益者代理人を置いていくこと。
三 内閣総理大臣の命令に応じて、信託会社等

三
四

3 四 その他内閣府令で定める事項

で定め

証券その他の中閣府令で定める債券に限るものとする。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。

(預貯金)

第四十五条の二 資金移動業者（第三種資金移動業を営む者に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書

を内閣総
理の日記

第三種資金移動業に係る履行保証

生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

5 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）（平成十六年法律第二百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。第六十二条の十、第五項及び第六十三条の十二、第五項において同じ。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

第三節 監督

（帳簿書類）

第五十二条 資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、その資金移動業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。（報告書）

第五十三条 資金移動業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、資金移動業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 資金移動業者は、前項の報告書のほか、六月を超える範囲内で内閣府令で定める期間（第二号において単に「期間」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 直前の期間において第四十五条の二第一項の規定の適用を受けていた資金移動業者、前号に定める報告書及び第三種資金移動業に係る預貯金等管理方法による管理の状況に関する報告書

2 前項の規定の適用を受けていた資金移動業者未達の各号に掲げる者以外の資金移動業者、未達の各号に掲げる者に係る報告書

3 その他の内閣府令で定める書類

二 前項第二号に掲げる者 財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類

（立入検査等）

第五十四条 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるとときは、資金移動業者に対し当該資金移動業者の業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金移動業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることとする。

2

内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるとときは、その必要の限度において、当該資金移動業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条及び第六十条において同じ。）に対し当該資金移動業者の業務若しくは財産の状況に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金移動業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該資金移動業者の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3

以上この条及び第六十条において同

2 前項の規定による処分については、行政手続

法第三章の規定は、適用しない。

（登録の抹消）

3 前項の規定による処分については、行政手続

法第三章の規定は、適用しない。

（業務改善命令）

3 前項の規定による処分については、行政手続

法第三章の規定は、適用しない。

（登録の取消し等）

3 前項の規定による処分については、行政手續

法第三

社にあつては取締役及び執行役とし、外国電子決済手段等取引業者にあつては、子決済手段等取引業者にあつては外国の法令上これらに相当する者とする。の氏名
五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
六 外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内における代表者の氏名
七 電子決済手段等取引業の業務の種別（電子決済手段関連業務及び第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十条の七第一項、第六十二条の二十六第二項及び第一百七条第九号において同じ。）
八 電子決済手段関連業務を行う場合にあつては、取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所
九 第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合にあつては、同号の資金移動業者の商号及び住所
十 電子決済手段等取引業の内容及び方法
十一 電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
十二 他に事業を行つているときは、その事業の種類
十三 その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類添付しなければならない。
(電子決済手段等取引業者登録簿)
第五条の五 内閣総理大臣は、第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済手段等取引業者登録簿に登録しなければならない。
一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号
三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
(登録の拒否)
第六十二条の六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
一 株式会社又は外国電子決済手段等取引業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないものに限る。のない法人
二 外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人
三 電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行するため必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人
四 電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人
五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人
六 電子決済手段等取引業者をその会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人（電子決済手段関連業務を行う者に限る。）であつて、当該認定資金決済事業者協会の定款その他の規則（電子決済手段等取引業の利用者の保護又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの
七 他の電子決済手段等取引業者が現に用いている商号又は他の電子決済手段等取引業者と同一の商号又は登録申請する他の内閣府令で定める登録申請用いようとする法人
八 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
(登録の拒否)

その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人
九 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業（第三十六条の二第四項に規定する特定資金移動業をいう。以下同じ。）の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人
十 この法律、金融商品取引法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人
十一 他に行う事業が公益に反すると認められる法人
十二 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国電子決済手段等取引業者にあつては、外國の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
イ 心身の故障のため電子決済手段等取引業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
二 この法律、金融商品取引法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許（当該登録、許可又は免許に類似する者）
ホ 電子決済手段等取引業者が第六十二条の二第二項若しくは第二項の規定により登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合にそしの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者
九 第六十二条の三の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にそしの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者
二十二第二項若しくは第二項の規定により登録を受けたときは、遲滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
(変更登録等)
第六十二条の七 電子決済手段等取引業者は、第六十二条の四第一項第七号に掲げる事項の変更否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
二 前三条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十二条の第四項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、同条第一項中「第六十二条の六第一項各号」とあるのは「第六十二条の六第一項各号（第一号、第二号及び第七号から第十二号までを除く。）」と、第六十二条の五第一項中「次に掲げる」とあるのは「前条第一項第七号に掲げる事項の変更に係る」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第二号及び第七号から第十二号までを除く。）」と読み替えるものとする。
三 電子決済手段等取引業者は、第六十二条の四第一項第八号から第十号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定め閑総理大臣に届け出なければならない。）は、あらかじめ、その旨を内

				4
第六十二条	前条第一項各号	第六十二条	第六十二条の三の第六十二条の八第 一条の第五第 一項	電子決済手段等取引業者は、第六十二条の四 第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があ つたとき（第一項の規定による変更登録を受け た場合及び前項の規定による届出をした場合を 除く）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣 に届け出なければならない。
第六十二条	前条第一項各号	第六十二条	第六十二条の八第 一条の第五第 一項	内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を 受理したときは、届出があつた事項を電子決済 手段等取引業者登録簿に登録しなければならな い。
第六十二条	前条第一項各号	第六十二条	第六十二条の八第 一条の第五第 一項	（電子決済手段を発行する者に関する特例） 第六十二条の八 銀行等又は資金移動業者であつ て、電子決済手段を発行する者（以下この条に おいて「発行者」という。）は、第六十二条の六 第一項第八号及び第九号に該当しない場合に は、第六十二条の三の規定にかかわらず、その 発行する電子決済手段について、電子決済手段 等取引業（電子決済手段関連業務に限る。以下 この条及び第一百十三条第二号において同じ。） を行うことができる。
第六十二条	前条第一項各号	第六十二条	第六十二条の三の第六十二条の八第 一条の第五第 一項	発行者が前項の規定により電子決済手段等取 引業を行つ場合においては、当該発行者を電子 決済手段等取引業者とみなして、第二条第二十 五項、第六十二条の五、前条第三項から第五項 まで、次条から第六十二条の十二まで、第六十 二条の十四、第六十二条の十六から第六十二条 の二十二第一項まで、第六十二条の二十四から 第六十二条の二十六第一項まで、第五章、第六 章、第一百二条及び第一百三条の規定並びにこれら の規定に係る第八章の規定を適用する。この場 合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に 掲げる字句とするほか、必要な技術的説替え は、政令で定める。

決済手段等取引業に係る契約の内容についての情報の提供その他の電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。
(金銭等の預託の禁止)
第六十二条の十三 電子決済手段等取引業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う電子決済手段等取引業に関する、(利用者から金銭その他の財産(電子決済手段を除く。)の預託を受け、又は当該電子決済手段等取引業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に利用者の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、利用者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
(利用者財産の管理)
第六十二条の十四 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に関して、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理しなければならない。
2 電子決済手段等取引業者は、前項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。
(発行者等との契約締結義務)
第六十二条の十五 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業を行う場合(電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。)には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者(以下この条において「発行者等」という。)との間で、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該発行者等と当該電子決済手段等取引業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定める事項を定めた電子決済手段等取引業に係る契約を締結し、これに従つて当該発行者等に係る電子決済手段等取引業を行わなければならぬ。
一 電子決済手段関連業務を行う場合 当該電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段を発行する者
二 第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合 同号の資金移動業者

引業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十二条の六第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十二条の三の登録又は第六十二条の七第一項の変更登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は電子決済手段等取引業者を代表する取締役若しくは執行役（外国電子決済手段等取引業者である電子決済手段等取引業者があつては、国内における代表者の）の所在を確知できないときは、内閣府令で定めることにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済手段等取引業者から申出がないときは、当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録を取り消すことができる。

前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第六十二条の二十三 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消したとき、又は第六十二条の二十五第二項の規定により第六十二条の三の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

（監督処分の公告）

第六十二条の二十四 内閣総理大臣は、第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節 雜則

（廃止の届出等）

第六十二条の二十五 電子決済手段等取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 電子決済手段等取引業の全部又は一部を廃止したとき。

二 当該電子決済手段等取引業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

三 電子決済手段等取引業者が電子決済手段等取引業の全部を廃止したときは、当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録は、その

効力を失う。この場合において、当該電子決済手段等取引業者であつた者は、その行う電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う電子決済手段等取引業に關し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお電子

取引業の全部若しくは一部の廃止をし、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該電子決済手段等取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

内閣総理大臣に届け出なければならぬ。前項の規定によると、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

電子決済手段等取引業者は、前項の規定による公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。）には、廃止しようとする電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済手段等取引業に關し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならぬ。

会社法第九百四十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、電子決済手段等取引業者（外国電子決済手段等取引業者を除く。）が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（廃止の届出等）

第六十二条の二十九 第六十二条の三の登録は、外國電子決済手段等取引業者は、国内にある者に対して、第二条第十項各号に掲げる行為又は同項第四号に掲げる行為に相当する行為の勧誘をしてはならない。

（外国電子決済手段等取引業者の勧誘の禁止）

第六十三条の二 第六十二条の三の登録を受けていない外国電子決済手段等取引業者は、国内にある者に対しても、第二条第十項各号に掲げる行為又は同項第四号に掲げる行為に相当する行為の勧誘をしてはならない。

（登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等）

第六十二条の二十六 電子決済手段等取引業者について、第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定により第六十二条の三の登録が取り消されたとき（電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、そ

の登録を受けていた者（当該電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の譲渡をし、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお電子

取引業の全部若しくは一部の廃止をし、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該電子決済手段等取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

内閣総理大臣に届け出なければならぬ。前項の規定によると、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

電子決済手段等取引業者は、前項の規定による公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社

分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。）には、廃止しようとする電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済手段等取引業に關し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならぬ。

会社法第九百四十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、電子決済手段等取引業者（外国電子決済手段等取引業者を除く。）が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（廃止の届出等）

第六十二条の二十九 第六十二条の三の登録は、外國電子決済手段等取引業者は、国内にある者に対して、第二条第十項各号に掲げる行為又は同項第四号に掲げる行為に相当する行為の勧誘をしてはならない。

（登録の申請）

第六十三条の三 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げた事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 暗号資産交換業に係る営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役

五 会計参与設置会社

六 外国暗号資産交換業者にあっては、国内における代表者の氏名

七 取り扱う暗号資産の名称

八 暗号資産交換業の内容及び方法

九 報告の申請書には、第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務種類

十 その他の内閣府令で定める事項

十一 称及び住所

十二 他に事業を行っているときは、その事業の種類

十三 報告の申請書には、第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務種類

十四 に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（暗号資産交換業者登録簿）

第六十三条の四 内閣総理大臣は、第六十三条の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を暗号資産交換業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をし

たときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通

知しなければならない。

内閣総理大臣は、暗号資産交換業者登録簿を

公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国暗号資産交換業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの

二 外国暗号資産交換業者にあっては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限りる。）のない法人

三 暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行するため必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四 暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

六 暗号資産交換業者をその会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人であつて、当該認定資金決済事業者協会の定款その他規則（暗号資産交換業の利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

七 他の暗号資産交換業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の暗号資産交換業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとす る法人

八 第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、若しくは第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

九 第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定による電子決済手段

等取引業と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない

法人

十 この法律、金融商品取引法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない

法人

十一 他に行う事業が公益に反すると認められ

る法人

十二 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国暗号資産交換業者にあっては、外

国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者である法人

イ 心身の故障のため暗号資産交換業に係る職務を適正に執行することができない者と

して内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これらに相当する者

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 この法律、金融商品取引法、出資の受入

れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることにならぬ者

三 この法律、金融商品取引法、出資の受入

れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律又はこれらに相当する外

国の法令の規定により当該外国において受け

いる同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

九 第六十二条の八第二項の規定により読み替

えて適用する第六十二条の二十二第一項の規

定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相

当する外国の法令の規定による電子決済手段

ら五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

2

内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第六十三条の六 暗号資産交換業者は、第六十三条の三第一項第七号又は第八号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 暗号資産交換業者は、第六十三条の三第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があつたとき（前項の規定による届出をした場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

三 暗号資産交換業の利用者を相手方として第

二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘（第三号において「暗号資産交換契約の締結等」といいう。）をするに際し、虚偽の表示をして、又は暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項（次号において「暗号資産の性質等」という。）についてその相手方を誤認させるよう

一 暗号資産交換業の利用者を相手方として第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘（第三号において「暗号資産交換契約の締結等」といいう。）をするに際し、虚偽の表示をして、又は暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項（次号において「暗号資産の性質等」という。）についてその相手方を誤認させるよう

表示をする行為

二 その行う暗号資産交換業に関して広告をするに際し、虚偽の表示をして、又は暗号資産の性質等について人を誤認させるような表示を

三 暗号資産交換契約の締結をするに際し、又はその行う暗号資産交換業に関して広告をするに際し、虚偽の表示をして、又は暗号資産の性質等について人を誤認させるような表示をする行為

四 前三号に掲げるもののほか、暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

（利用者の保護等に関する措置）

第六十三条の七 暗号資産交換業者は、自己の名義をもつて、他人に暗号資産交換業を行わせてはならない。

三 第二節 業務

第六十三条の八 暗号資産交換業者は、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委託先に対する指導）

第六十三条の九 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の一部を第三者に委託（二以上の場合にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正化がかかる遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（暗号資産交換業の広告）

第六十三条の九の二 暗号資産交換業者は、その

登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、

その取消しの日前三十日以内にその法人の

登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、

その取消しの日前三十日以内にその法人の

登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、

その取消しの日前三十日以内にその法人の

登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、

その取消しの日前三十日以内にその法人の

登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、

その取消しの日前三十日以内にその法人の

登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、

その取消しの日前三十日以内にその法人の

登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、

一 暗号資産交換業者の商号

二 暗号資産交換業者である旨及びその登録番号

三 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

四 暗号資産の性質であつて、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定めるもの

に係る契約の内容についての情報の提供その他
の当該暗号資産の交換等に係る業務の利用者の
保護を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂
行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(利用者財産の管理)

第六十三条の十一 暗号資産交換業者は、その行
う暗号資産交換業に関して、暗号資産交換業の
利用者の金銭を、自己の金銭と分別して管理
し、内閣府令で定めるところにより、信託会社
等に信託しなければならない。

**2 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換
業に関して、内閣府令で定めるところにより、
暗号資産交換業の利用者の暗号資産を自己の暗
号資産と分別して管理しなければならない。こ
の場合において、当該暗号資産交換業者は、利
用者の暗号資産（利用者の利用の確保及び暗号
資産交換業の円滑な遂行を図るために必要なも
のとて内閣府令で定める要件に該当するもの
を除く。）を利用者の保護に欠けるおそれが少
なければならぬ。**

**3 暗号資産交換業者は、前二項の規定による管
理の状況について、内閣府令で定めるところに
より、定期に、公認会計士又は監査法人の監査
を受けなければならない。**

(履行保証暗号資産)

第六十三条の十一の二 暗号資産交換業者は、前
条第一項に規定する内閣府令で定める要件に該
当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資產
(以下この項及び第六十三条の十九の二第一項
において「履行保証暗号資産」という。)を自
己の暗号資産として保有し、内閣府令で定める
ところにより、履行保証暗号資産以外の自己の
暗号資産と分別して管理しなければならない。

**この場合において、当該暗号資産交換業者は、
履行保証暗号資産を利用する者の保護に欠けるお
それがないものとして内閣府令で定める方法で
管理しなければならない。**

**2 前条第三項の規定は、前項の規定による管理
の状況について準用する。**

**(指定暗号資産交換業務紛争解決機関との契約
締結義務等)**

第六十三条の十二 暗号資産交換業者は、次の各
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め
る措置を講じなければならない。

**一 指定暗号資産交換業務紛争解決機関（指定
紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の
者からの苦情の処理の業務に従事する使用人そ**

種別が暗号資産交換業務であるものをいう。
以下この条において同じ。)が存在する場合

以下の指定暗号資産交換業務紛争解決機関と
の間で暗号資産交換業に係る手続実施基本契
約（第九十九条第一項第八号に規定する手続
実施基本契約をいう。次項において同じ。）

を締結する措置

**二 指定暗号資産交換業務紛争解決機関が存在
しない場合** 暗号資産交換業に関する苦情処
理措置及び紛争解決措置

**三 暗号資産交換業者は、前項の規定により手続
実施基本契約を締結する措置を講じた場合に**

**は、当該手続実施基本契約の相手方である指定
暗号資産交換業務紛争解決機関の商号又は名称
を公表しなければならない。**

**四 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区
分に応じ、当該各号に定める期間においては、
適用しない。**

**一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた
場合において、同項第二号に掲げる場合に該
当することとなつたとき** 第一百一条第一項に
おいて読み替えて準用する銀行法第五十二条
の八十三第一項の規定による紛争解決等業務
の廃止の認可又は第一百条第一項の規定による
指定の取消しの時に、同号に定める措置を講
ずるために必要な期間として内閣総理大臣が
定める期間

**二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた
場合において、同号の一の指定暗号資産交換
業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が
第一項第一号に読み替えて準用する** 銀行法第五十二条の八十三第一項の規定によ
り認可されたとき、又は同号の一の指定暗号
資産交換業務紛争解決機関の第九十九条第一
項の規定による指定が第一百条第一項の規定に
より取り消されたとき（前号に掲げる場合を
除く。）その認可又は取消しの時に、第一項
第一号に定める措置を講ずるために必要な期
間として内閣総理大臣が定める期間

**三 第一項第一号に掲げる場合に該当していた
場合において、同号の一の指定暗号資産交換
業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規
定による指定が第一百条第一項の規定によ
り取り消されたとき（前号に掲げる場合を
除く。）その認可又は取消しの時に、第一項
第一号に定める措置を講ずるために必要な期
間として内閣総理大臣が定める期間**

の他の従業者に対する助言若しくは指導を消費
生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦
情に係る相談その他の消費生活に関する事項に
ついて専門的な知識経験を有する者として内閣
府令で定める者に行わせること又はこれに準ず
るものとして内閣府令で定める措置をいう。

**二 指定暗号資産交換業務紛争解決機関とは、利
用者との紛争の解決を認証紛争解決手続により図
ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で
定める措置をいう。**

第三節 監督

(帳簿書類)

第六十三条の十三 暗号資産交換業者は、内閣府
令で定めるところにより、その暗号資産交換業
に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなけ
ればならない。

第六十三条の十四 暗号資産交換業者は、事業年
度ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗
号資産交換業に関する報告書を作成し、内閣總
理大臣に提出しなければならない。

**二 暗号資産交換業者（第二条第十五項第三号又
は第四号に掲げる行為を行う者に限る。）は、
前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ご
とに、内閣府令で定めるところにより、暗号資
産交換業に係る利用者の金銭の額及び
告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければ
ならない。**

**三 第一項の報告書には、財務に関する書類、當
該書類についての公認会計士又は監査法人の監
査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付
しなければならない。**

**四 第二項の報告書には、暗号資産交換業に關し
管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量
を証する書類その他の内閣府令で定める書類を
添付しなければならない。**

（立入検査等）

第六十三条の十五 内閣総理大臣は、暗号資産交
換業の適正かつ確実な遂行のために必要がある
と認めるときは、暗号資産交換業に対し当該
暗号資産交換業者の業務若しくは財産に関し参
考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、
又は当該職員に当該暗号資産交換業者の営業所
その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは
財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書
類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、暗号資産交換業の適正かつ
確実な遂行のため特に必要があると認めるとき
は、その必要の限度において、当該暗号資産交
換業者から業務の委託を受けた者（その者から
委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を
受けた者を含む。以下この条において同じ。）
に対し当該暗号資産交換業者の業務若しくは資
産の状況に關し参考となるべき報告若しくは資
料の提出を命じ、又は当該職員に当該暗号資產
交換業者から業務の委託を受けた者の施設に立
ち入らせ、当該暗号資産交換業者の業務若しく
は財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿
書類その他の物件を検査させることができる。

前項の暗号資産交換業者に対し、業務の運営又は財
産の改善に必要な措置その他監督上必要な措
置をとるべきことを命ずることができる。

（業務改善命令）

第六十三条の十六 内閣総理大臣は、暗号資産交
換業の適正かつ確実な遂行のために必要がある
と認めるときは、その必要の限度において、暗
号資産交換業者に対し、業務の運営又は財
産の改善に必要な措置その他監督上必要な措
置をとるべきことを命ずることができる。

**三 第六十三条の二の登録を取り消し、又は六
ヶ月以内の期間を定めて暗号資産交換業の全部若
しくは一部の停止を命ずることができる。**

第六十三条の十七 内閣総理大臣は、暗号資産交
換業者が次の各号のいずれかに該当すること
は、第六十三条の二の登録を取り消し、又は六
ヶ月以内の期間を定めて暗号資産交換業の全部若
しくは一部の停止を命ずることができる。

**一 第六十三条の五第一項各号に該当すること
となつたとき。**

**二 不正の手段により第六十三条の二の登録を
受けたとき。**

**三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又
はこれらに基づく处分に違反したとき。**

**内閣総理大臣は、暗号資産交換業者の営業所
の所在地を確知できないとき、又は暗号資産交
換業者を代表する取締役若しくは執行役（外国
の暗号資産交換業者である暗号資産交換業者にあ
つては、国内における代表者の所在を確知で
きないときは、内閣府令で定めるところによ
り、その事実を公告し、その公告の日から三十
日を経過しても当該暗号資産交換業者から申出
がないときは、当該暗号資産交換業者の第六十
三条の二の登録を取り消すことができる。**

二 株式会社又は一般社団法人（これらの者が次に掲げる機関を置く場合に限る。）でないもの

イ 取締役会又は理事会
ロ 監査役会、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第一条第十二条号に規定する指名委員会等をいう。第六十六条第二項第一号ロにおいて同じ。）又は監事

三 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十六条第二項の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許（当該登録、許可又は免許に類する他の行政区分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替ええて適用する第六十二条の二第二項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外國の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

四 この法律、銀行法等、外國為替及び外國貿易法、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

五 取締役等（取締役、監査役若しくは執行役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいいう。以下この章及び次章において同じ。）のうちにつきのいずれかに該当する者のある法人イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

口
ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
二 この法律、銀行法等、外國為替及び外國貿易法、個人情報の保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、国際連合安全保謄理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法若しくは暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
本 為替取引分析業者が第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の許可若しくは登録（当該許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であつた者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者
(名義貸しの禁止)
第六十三条の二十六 為替取引分析業者は、自己の名義をもつて、他人に為替取引分析業を行わせてはならない。
第二節 業務
(業務の制限)
第六十三条の二十七 為替取引分析業者は、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務（為替取引分析業に関連する業務として主務省令で定める業務をいう。以下この章において同じ。）のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該為替取引分析業者が為替取引分析業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第六十三条の二十七

第六十三条の二十六 為替取引分析業者は、自己の名義をもつて、他人に為替取引分析業を行わせてはならない。

の二十六 為替取引分析業者は、自己もつて、他人に為替取引分析業を行わらない。

二 株式会社又は一般社団法人（これらの者が次に掲げる機関を置く場合に限る。）でないもの

イ 取締役会又は理事会
ロ 監査役会、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第一条第十二号に規定する指名委員会等をいう。第六十六条第二項第一号ロにおいて同じ。）又は監事

三 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国人において受けている同種類の登録（許可若しくは免許（当該登録（許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人）にて適用する第五十六条第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外國の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

第

2 為替取引分析業者は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
(委託の禁止等)

第六十三条の二十八 為替取引分析業者は、為替取引分析業の全部又は一部を他の為替取引分析業者以外の者に委託をしてはならない。

2 為替取引分析業者は、為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託を(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、次条第二項第一号及び第六号並びに第六十三条の三十一第三項において同じ。)をした場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をした場合には、主務省令で定めることにより、これらの委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(業務方法書)

第六十三条の二十九 為替取引分析業者は、業務方法書で定めるところにより、その業務を行わなければならない。

2 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 金融機関等から為替取引分析業務の委託を受けることを内容とする契約の締結に関する事項

二 為替取引分析業において取り扱う情報の種類及び内容に関する事項

三 為替取引分析業において取り扱う情報の取得方法及び適切な管理に関する事項

四 為替取引分析業の継続的遂行の確保に関する事項

五 為替取引分析業及び為替取引分析関連業務以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が為替取引分析業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するための措置に関する事項

六 為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託をする場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をする場合には、これらの委託に係る業務を適正かつ確実に遂行させることを確保するための体制の整備に関する事項

七 その他主務省令で定める事項

(情報の適切な管理)

第六十三条の三十 為替取引分析業者は、主務省令で定めるところにより、為替取引分析業に係る

3

る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に関する事項を業務方法書において定めることその他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(秘密保持義務等)

第六十三条の三十一 為替取引分析業者の取締役等(取締役等が法人であるときは、その職務を行ふべき者。次項において同じ。)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、為替取引分析業又は為替取引分析閲連業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 為替取引分析業者の取締役等若しくは職員又はこれら職にあつた者は、為替取引分析業及び為替取引分析閲連業務の実施に際して知り得た情報を、為替取引分析業及び為替取引分析閲連業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

3 前二項の規定は、為替取引分析業者から為替取引分析閲連業務の委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者又はこれらの者であつた者について準用する。

第三節 監督

(定款又は業務方法書の変更の認可)

第六十三条の三十一 為替取引分析業者は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
(業務の種別の変更の許可等)

第六十三条の三十三 為替取引分析業者は、第六十三条の二十四第一項第六号に掲げる事項の変更(新たなる種別の為替取引分析業を行おうとすることによるものに限る。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。

1 為替取引分析業者は、第六十三条の二十四第一項第二号に掲げる事項(純資産額を除く。)若しくは同項第三号から第五号まで若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又は同項第六号に掲げる事項に変更(新たなる種別の為替取引分析業を行おうとすることによるものを除く。)があつたときは遅滞なく、同項第七号に掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 第六十三条の二十四及び第六十三条の二十五の規定は、第一項の許可について準用する。

より第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国人において受けている同種類の登録許可若しくは免許（当該登録許可又は免許に類する他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人第三十七条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第一項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外國の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人四 この法律若しくは銀行法等又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人五 取締役等のうちに次のいずれかに該当する者のある法人イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外國の法令上これに相当する者ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者二 この法律、銀行法等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第六十七条 前条第二項第五号イからホまでのい
ずれかに該当する者は、資金清算機関の取締役
等となることができない。

(取締役等の欠格事由等)

第六十八条 会社法第三百三十二条第一項ただし
書（同法第三百三十五条第一項において準用す
る場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法
第三百三十四条第一項において準用する場合を
含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百一
五項ただし書の規定は、資金清算機関が株式
会社である場合には、適用しない。

2 資金清算機関が株式会社である場合における
会社法第四百五十八条の規定の適用について
は、同条中「三百五百万円」とあるのは、「三百五
百万円を下回らない範囲内において政令で定める金
額」とする。

（業務の制限）

第二節 業務

第六十九条 資金清算機関は、資金清算業及びこ
れに関連する業務のほか、他の業務を行うこと
ができる。ただし、当該資金清算機関が資金
清算業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ず
るおそれがないと認められる業務について、内閣
府令で定めるところにより、内閣総理大臣の
承認を受けたときは、この限りでない。

2 資金清算機関は、前項ただし書の承認を受け
た業務を廃止したときは、内閣府令で定めると
ころにより、その旨を内閣総理大臣に届け出な
ければならない。

（資金清算業の一部の委託）

第七十条 資金清算機関は、内閣府令で定めると
ころにより、資金清算業の一部を、内閣総理大臣の承認を受けて、第三者に委託することがで
きる。

2 資金清算機関は、前項の規定による資金清算業の一部の委託に関する契約には、業務を委託する相手方が当該業務を適正かつ確実に遂行するための措置を講ずる旨の条件を付さなければならぬ。

（業務方法書）

第七十一条 資金清算機関は、業務方法書の定め
るところにより、資金清算業を行わなければな
らない。

2 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなけ
ればならない。

一 資金清算業の対象とする債務の起因となる
取引の種類

二 資金清算業の相手方とする者（以下この章
において「清算参加者」という。）の要件に
関する事項

三 資金清算業として行う債務の引受け、更改
その他の方法に関する事項

四 清算参加者の債務の履行の確保に関する
事項

五 資金清算業の継続的遂行の確保に関する
事項

六 資金清算業及びこれに関連する業務以外の
業務を行う場合には、当該業務が資金清算業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを
を確保するための措置に関する事項

七 資金清算業の一部を第三者に委託する場合
にあつては、当該委託による業務を適正かつ確
実に遂行させることを確保するための体制の
整備に関する事項

八 資金清算業に関する契約であつて内閣府令
で定める重要な事項を内容とするものを、外
国人又は外国の法令に準拠して設立された法
人を相手方として締結する場合にあつては
その旨

九 その他内閣府令で定める事項

（資金清算業の適切な遂行を確保するための措
置）

第七十二条 資金清算機関は、資金清算業により
損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全
部を負担する旨を業務方法書において定めるこ
とその他の資金清算業の適切な遂行を確保する
ための措置を講じなければならない。

(未決済債務等の決済)
第七十三条 資金清算機関が業務方法書で未決済債務等について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者が破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は承認援助手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する資金清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

2 前項の「未決済債務等」とは、資金清算業として清算参加者から引受け、更改その他の方針により負担した債務、当該債務を負担した対価として当該清算参加者に対して取得した債権(当該債務と同一の内容を有するものに限る。)及び担保をいう。

3 破産手続、再生手続又は更生手続において、資金清算機関が有する第一項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産に属する財産とする。

(秘密保持義務等)

第七十四条 資金清算機関の取締役等(取締役等が法人であるときは、その職務を行ふべき者。次項において同じ。)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、資金清算業又はこれに関連する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 資金清算機関の取締役等若しくは職員又はこれらの中の職にあつた者は、資金清算業及びこれに関連する業務の実施に際して知り得た情報を、資金清算業及びこれに関連する業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

3 前二項の規定は、第七十条第一項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者又はこれらの者であつた者について準用する。
(差別的取扱いの禁止)

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、次条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号又は前条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（指定の取消し等）

第二百四条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により前条第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく处分に違反したとき。

内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、次条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号又は前条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

<p>八 項</p> <p>第二条 銀行業務等</p> <p>第二十 に</p>	<p>2 銀行法規定を指定紛争解決機関について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる銀行法規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。次項において同じ。</p>	<p>4 内閣総理大臣は、第一項の規定により前条第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に次条第一項において読み替えたる銀行法第五十二条の八十三第三項に規定する苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の手続実施関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。</p>
<p>顧客</p> <p>利用者</p>	<p>銀行業務等関連苦情</p> <p>銀行業務等関連紛争</p> <p>加入銀行業関係業者</p> <p>加入資金移動業等関連業者</p>	<p>資金移動業等関連苦情</p> <p>資金移動業等関連紛争</p> <p>加入資金移動業等関係業者</p>

第二百二条 第二十四条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項、第六十二条の十五

二十第一項若しくは第二項、第六十三条の十五

第一項若しくは第二項、第六十三条の三十五第

一項若しくは第二項、第八十条第一項若しくは第二項又は第九十五条の規定により立入検査を

する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

前項に規定する各規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣への資料提出等)

第二百三条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、為替取引分析業者

(第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。次項において同じ。)又は資金清算機関に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、為替取引分析業者又は資金清算機関に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣

に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることが可能である。

前項若しくは第六十二条の三若しくは第六十三条の二の登録又は第四十一条第一項若しくは第六十二条の登録を受けないで第三者型前払式支払手段をいう。第三号において同

前払式支払手段をいじることの発行の業務を行つたとき。

二 不正の手段により第七条、第三十七条、第六十二条の三若しくは第六十三条の二の登録又は第四十一条第一項若しくは第六十二条の

登録を受けたとき。

三 第十二条の規定に違反して、他人に第三者型前払式支払手段の発行の業務を行わせたとき。

四 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令に違反したとき。

五 第三十七条の二第三項の規定による届出をしないで特定資金移動業を営み、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれ

を提出したとき。

六 第四十一条第一項の変更登録を受けないで新たな種別の資金移動業を営んだとき。

七 第四十二条の規定に違反して、他人に資金移動業を営ませたとき。

八 登録を受けないで電子決済手段等取引業を行つたとき。

九 第六十二条の七第一項の変更登録を受けないで新たな種別の電子決済手段等取引業を行つたとき。

十 第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令に違反したとき。

第一項若しくは第二項、第六十三条の三若しくは第六十二条の二の登録を受けたとき。

第二項前段の規定に違反して利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなかつたとき。

第二項若しくは第六十三条の二の登録を受けたとき。

第二項前段の規定に違反して利用者の暗号資

律を実施するために必要な事項は、内閣府令で定める。

第八章 罰則

(経過措置)

第二百六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とする範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができ

る。

第八章 罰則

第二百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれ

を併科する。

一 第七条の登録を受けないで第三者型前払式支払手段(第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいじる。)の発行の業務を行つたとき。

二 第六十三条の三十三第一項の許可を受けた

が第六十三条の三十三第一項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれ

を提出したとき。

三 第十二条の規定に違反して、他人に第三者型前払式支払手段の発行の業務を行わせたと

き。

四 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令に違反したとき。

五 第三十七条の二第三項の規定による届出をしないで特定資金移動業を営み、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれ

を提出したとき。

六 第四十一条第一項の変更登録を受けないで新たな種別の資金移動業を営んだとき。

七 第四十二条の規定に違反して、他人に資金

移動業を営ませたとき。

八 第六十二条の七第一項の変更登録を受けたとき。

九 第六十三条の二の登録を受けたとき。

十 第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令に違反したとき。

十一 第六十二条の九の規定に違反して、他人に電子決済手段等取引業を行わせたとき。

十二 第六十三条の二の登録を受けないで暗号資産交換業を行つたとき。

十三 第六十三条の七の規定に違反して、他人に暗号資産交換業を行わせたとき。

十四 第六十三条の二十三の規定に違反して、同条の許可を受けないで為替取引分析業を行つたとき。

十五 不正の手段により第六十三条の二十三又は第六十三条の三十三第一項の許可を受けた

が第六十三条の二十六の規定に違反して、他人に為替取引分析業を行わせたとき。

十六 第六十三条の二十六の規定に違反して、他人に為替取引分析業を行わせたとき。

十七 第六十三条の三十三第一項の許可を受けないで新たな種別の為替取引分析業を行つたとき。

十八 第六十四条第一項の規定に違反して、同項の免許を受けないで資金清算業を行つたとき。

十九 不正の手段により第六十四条第一項の免許を受けたとき。

二十 第六十四条第一項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれ

を提出したとき。

二十一 第四十三条第一項の規定による公告をせず、又は虚偽の届出をし、又は同項の規定による公告をせず、又は虚偽の記載をしてこれ

を併科する。

二十二 第四十三条第一項の規定による公告をせず、又は虚偽の記載をしてこれ

を併科する。

二十三 第四十五条の二第一項後段の規定に違反して、利用者の電子決済手段を自己の電子決済

手段と分別して管理しなかつたとき。

二十四 第四十六条の規定による命令に違反して、供託を行わなかつたとき。

二十五 第五十一条の二第一項の規定による預貯金等管理方法による管理を行わなかつたとき。

二十六 第四十九条の規定による命令に違反して、供託を行わなかつたとき。

二十七 第四十九条の二第一項の規定による預貯金等管理方法による管理を行わなかつたとき。

二十八 第四十九条の二第一項の規定による預貯金等管理方法による管理を行わなかつたとき。

二十九 第四十九条の二第一項の規定による預貯金等管理方法による管理を行わなかつたとき。

三十 第五十二条の十八、第六十三条の二十九第一項若しくは第七十八条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。

三十一 第五十二条の十八、第六十三条の二十九第一項若しくは第七十八条の規定による報告書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の三十四若しくは第七十九条の規定による報告書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の十九第三項若しくは第四項若しくは第六十条の十四第三項若しくは第四項の規定によ

る添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をし

た報告書若しくは添付書類を提出したとき。

三十二 第五十四条第一項若しくは第六十条の三十五第一項若しくは第二項、第六十三条の二十第一項若しくは第二項、第六十三条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第六

二条の二十第一項若しくは第二項、第六十三条の三十五第一項若しくは第二項、第六十三条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告

書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告

書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告

書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告

書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告

書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告

書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告

書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告

いて同じ。)を保有せず、又は履行保証暗号資産を履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなかつたとき。

七 第六十三条の十七第二項の規定による暗号資産交換業の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

八 第六十三条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

九 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

十 第九十六条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

十一 第九十九条次の各号のいずれかに該当する場合に当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれ

を併科する。

十二 第四十三条第一項の規定による公告をせず、又は虚偽の届出をし、又は同項の規定による公告をせず、又は虚偽の記載をしてこれ

を併科する。

十三 第四十五条の二第一項後段の規定に違反して、利用者の電子決済手段を自己の電子決済

手段と分別して管理しなかつたとき。

十四 第四十六条の規定による命令に違反して、供託を行わなかつたとき。

十五 第五十一条の二第一項の規定による預貯金等管理方法による管理を行わなかつたとき。

十六 第四十九条の二第一項の規定による預貯金等管理方法による管理を行わなかつたとき。

十七 第四十九条の二第一項の規定による預貯金等管理方法による管理を行わなかつたとき。

十八 第四十九条の二第一項の規定による預貯金等管理方法による管理を行わなかつたとき。

十九 第五十二条の十八、第六十三条の二十九第一項若しくは第七十八条の規定による報告書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の三十四若しくは第七十九条の規定による報告書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の十九第三項若しくは第四項若しくは第六十条の十四第三項若しくは第四項の規定によ

る添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をし

た報告書若しくは添付書類を提出したとき。

二十 第五十四条第一項若しくは第六十条の三十五第一項若しくは第二項、第六十三条の二十第一項若しくは第二項、第六十三条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第六

二条の二十第一項若しくは第二項、第六十三条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告

書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告

二 第二十条第四項、第六十一条第七項、第六十二条の二十五第七項又は第六十三条の二十一第七項において準用する会社法第九百四十二条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつた者

二 第二十条第四項、第六十一条第七項、第六十二条の二十五第七項若しくは第六十三条の二十一第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第二十条第四項、第六十一条第七項、第六十二条の二十五第七項又は第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百四十九第五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第一百一十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第一項、第六十一条第一項若しくは第四項、第六十二条の二十五第五項若しくは第四項若しくは第六十三条の二十第一項若しくは第四項若しくは第六十三条の二十第七項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第八十九条第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

第一百一十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八十九条第二項の規定に違反して、その名称中に認定資金決済事業者協会と誤認されるおそれのある文字を用いた者

附 則 抄
(施行期日)

手段をいう。以下同じ。)の発行の業務の全部を廃止した者(以下この条において「発行廃止者」という。)については、当該発行の業務の全部を廃止した前払式支払手段に関する限りで、この法律は、適用しない。ただし、発行廃止者が施行日以後再び当該前払式支払手段を開始したときは、その発行の業務を開始した日以後においては、この限りでない。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の届出をしている者(旧法第五条第三項の規定による届出をした者で、施行日の直前の基準日(第三条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。)におけるその発行した自家発行型前払式証券(旧法第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券をいう。)の基準日未使用残高(旧法第二条第二項に規定する基準日未使用残高をいう。)が基準額(第十四条第一項に規定する基準額をいう。以下同じ。)を超えるものとみなされる者は、施行日以後最初に到来する基準日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日までに第五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類(第三条第六項に規定する自家型発行者をいう。以下同じ。)となつたものとみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第六条の登録を受けている法人は、施行日において第三者型発行者(第三条第七項に規定する第三者型発行者をいう。以下同じ。)となつたものとみなす。

2 前項の規定により第三者型発行者となつたものとみなされる法人は、施行日以後最初に到来する基準日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日までに第八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類(内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された第八条第一項各号に掲げる事項及び第九条第一項各号に掲げる事項を第三者型発行者登録簿に登録するものとする。

4 第一項の規定により第三者型発行者となつたものとみなされる法人に係る第二十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第十九

第六条 旧法第二十七条の規定により旧法第二条第七項に規定する第三者型発行者とみなされていた者は、その発行した前払式証票の債務の履行を完了する目的の範囲内においては、第三者型発行者とみなして、この法律の規定を適用する。

第七条 この法律の施行の際現に自家型前払式支払手段（第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段をいう。）のみの発行の業務を行つてゐる者（附則第四条第一項の規定により自家型発行者となつたものとみなされる者を除く。）に対する第五条第一項の規定の適用については、同項中「その発行を開始してから」とあるのは、「この法律の施行の日以後において」とする。

第八条 この法律の施行の際現に第三者型前払式支払手段（第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。以下同じ。）の発行の業務を行つてゐる者（附則第五条第一項の規定により第三者型発行者となつたものとみなされる者を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第十一条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により当該業務の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第七条の規定にかかわらず、当該業務を行うことができる。

2 前項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務を行ふことができる場合においては、その者を第三者型発行者とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十七条第一項中「第七条の登録を取り消し」とあるのは、「第三者型前払式支払手段の業務の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられた場合におけるこの法律の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により第七条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

支払手段の発行の業務を行つてゐる者で、施行日以後最初に到来する基準日における基準日未使用残高（第三条第二項に規定する基準日未使用残高をいう。以下同じ。）に基準額を下回らない範囲内で政令で定める額以下のものは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、施行日から六月を経過した日以後施行日から三年を経過する日までの間（当該期間内に第十条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は第三項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により当該業務の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間とし、施行日以後最初に到来する基準日の翌日以後の各基準期間（第三条第八項に規定する基準期間をいう。以下同じ。）における第二十三条第一項第一号に掲げる額が基準額を下回らない範囲内で政令で定める額を超えることとなつたときは、当該超えることとなつた基準期間の末日までの間とする。）は、第七条の規定にかかわらず、当該業務を行うことができる。

一 法人でないこと又は外国の法令に準拠して設立された法人であつて、国内に営業所若しくは事務所を有しないものであること。

二 この法律の公布の日以前から第三者型前払式支払手段の発行の業務を行つてゐること。

三 施行日以後最初に到来する基準日の翌日以後の各基準期間における第二十三条第一項第一号に掲げる額が基準額を下回らない範囲内で政令で定める額を超えないこと。

3 第一項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う場合においては、その者を第三者型発行者とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十七条第一項中「第七条の登録を取り消し」とあるのは、「第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前条第三項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられた場合について準用する。

第十条 第十三条の規定は、施行日以後発行する前払式支払手段について適用する。

第十五条 第十四条から第十九条まで、第三十一条及び第三十二条の規定は、施行日以後最初に到来する基準日から適用し、当該基準日前における前払式証票に係る供託及び当該前払式証票の所持者の権利の実行については、なお従前の例による。

二 旧法第十三条规定（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により供託した発行保証金は、第十四条规定により供託した発行保証金とみなす。

三 この法律の施行際に前払式証票（旧法附則第七条第三項に規定する前払式証票を除く。）以外の前払式支払手段の発行の業務を行つてゐる者（次項において「供託対象外発行者」という。）が発行した当該前払式支払手段に係る第十四条第一項の規定の適用については、同項目二分の一であるのは、次の表の上欄に掲げる基準日について、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

施 行 日 後 最 初 に 到 来 す る 基 準 日	六 分 の 一
施 行 日 後 二 回 目 に 到 来 す る 基 準 日	六 分 の 二

第十二条 第二十三条の規定は、施行日以後到来する基準日に係る同条第一項に規定する報告書について適用し、当該基準日前の基準日に係る式支払手段に係る基準日未使用残高」とする。

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 一 附則第四条第二項若しくは第五条第二項の書類の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出した者
 二 附則第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の記載をして届出をされた者
 三 附則第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられた場合におけるこの法律の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第八十二条第二項の規定により第六十四条第一項の免許の取消しの日とみなす。
 (認定資金決済事業者協会に係る経過措置)
 第十六条 この法律の施行際にその名称又は商号中に、認定資金決済事業者協会又は認定資金決済事業者協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてゐる者については、第八十九条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六年間は、適用しない。
 (罰則の適用に関する経過措置)
 第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に対応する罰則の適用に関する経過措置)
 第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)
 第十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (検討)
 第二十条 附則第一条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)
 第二十二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下「改正後の各法律」という。）に規定する指定紛争解決機関（以下単に「指定紛争解決機関」という。）の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 (検討)
 第二十三条 政府は、この法律の施行後五年以内に超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
 二 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

六 第十六条规定（第五十一条）を「第五十一條第二項の規定（これらに規定する罰則を含む。）」に改める部分に限る。同法第三章第二節中第五十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条に一項を加える改正規定に限る。前号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日より施行する。ただし、第六十四条第一項の免許若しくは第六十九条

五 第十六条の規定（資金決済に関する法律目次の改正規定（第五十一条）を「第五十一條第二項の規定（これらに規定する罰則を含む。）」に改める部分に限る。）に改める。この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

五 第十六条の規定（資金決済に関する法律目次の改正規定（第五十一条）を「第五十一條第二項の規定（これらに規定する罰則を含む。）」に改める部分に限る。）に改める。この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

手続その他の行為であつて、新資金決済法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新資金決済法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(権限の委任)

第十三条 内閣総理大臣は、附則第三条第一項及び第十一条第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局长に委任することができる。

(資金決済に関する法律の一
部改正に伴う調整規定)

第二十八条 施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第一条のうち資金決済に関する法律第六十三条の五第一項第十号の改正規定中「同号イ中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同号二」とあるのは、「同号二」とする。

2 前項の場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律第三十九条のうち資金決済に関する法律第六十三条の五第一項第十号イの改正規定中「第六十三条の五第一項第十号イ」とあるのは、「第六十三条の五第一項第十一号イ」と、「仮想通貨交換業」とあるのは、「暗号資産交換業」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を用途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

号) 抄 附 則 (令和元年六月一四日法律第三七

第一 (施行期日)

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

二 第三十一条、第四条、第五条(国家戦略特別区を除く。)、第四十二条(同号二)及び第四十三条(同号二)と並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

三 第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条

四 第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十一の改正規定を除く。)、第九十五条(同号二)及び第九十六条の改正規定を除く。)

五 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

六 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

七 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

八 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

九 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一〇 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一一 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一二 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一三 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一四 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一五 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一六 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一七 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一八 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一九 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

二〇 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

二一 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

二二 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

二三 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

二四 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法規(施行期日)

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定に限る。)、第八十五条、第一百二条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十二条の二(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二百四十三条の二第一項の改正規定に限る。)及び第六条の規定

二 第三十一条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)及び第六条の規定

三 第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条

四 第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十一の改正規定を除く。)、第九十五条(同号二)及び第九十六条の改正規定を除く。)

五 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

六 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

七 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

八 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

九 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一〇 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一一 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一二 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一三 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一四 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一五 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一六 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一七 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一八 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

一九 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

二〇 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

二一 第一百四十四条、第一百八十七条、第一百八十八条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定を除く。)

に関する法律(以下「旧資金決済法」という。)第五条第一項の届出書を提出している自家型発行者(資金決済に関する法律第三条第六項に規定する自家型発行者をいう。)は、第十四条の規定による改正後の資金決済に関する法律(以下「新資金決済法」という。)第五条第一項の届出書を提出したものとみなす。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた、資金決済に関する法律第七条の登録の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の届出書を提出したものとみなす。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた、資金決済に関する法律第七条の登録の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の届出書を提出したものとみなす。

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けている者は、新資金決済法第六十六条第一項の届出書を提出している者(以下「第二号施行日」という。)に新資金決済法第六十六条第一項の届出をしたものとみなす。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けている者は、同号に掲げる規定の施行の日よりの登録をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第十四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第十七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第二十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第二十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第二十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第二十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第二十四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第二十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第二十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

第二十七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなす。

の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第九条 みなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業については、新資金決済法第四十三条から第四十五条まで、第四十七条及び第五十八条の二の規定は、第二号施行日の直前の旧資金決済法第四十三条第一項に規定する基準日の翌日から起算して一週間を経過する日から適用し、同日前におけるみなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業に係る履行保証金の供託については、なお従前の例による。

第十条 みなし登録第二種業者が旧資金決済法第四十三条第一項（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により供託した履行保証金は、新資金決済法第十三条第一項の規定により供託した第二種資金移動業に係る履行保証金とみなす。

2 みなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業についての新資金決済法第四十三条第一項第二号の規定については、第二号施行日に定める期間において、同号に規定する一週間以内で資金移動業者のが定める期間と、それぞれ定めたも

のとみなす。

第三十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十五条に規定する履行保証金保全契約は、新資金決済法第四十四条に規定する履行保証金保全契約（第二種資金移動業に係るものに限る。）とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約は、新資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約（第二種資金移動業に係るものに限る。）とみなす。

3 前項の規定により新資金決済法第四十五条第一項の届出をしたものとみなされるみなし登録

第二種業者（次項において「信託契約みなし登録第二種業者」という。）が営む第二種資金移動業についての新資金決済法第四十三条第一項第二号の規定の適用については、附則第十条第二項の規定にかかわらず、第二号施行日において、同号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間及び同号に規定する一週間以内で内閣府令で定める期間において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を、それぞれ一営業日と定めたものとみなす。

第十三条 旧資金決済法第六十二条の規定により資金移動業者とみなされていた者は、その行う為替取引に係り負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、第二種資金移動業のみを営む資金移動業者とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

第十四条 附則第七条第二項の書類の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

第十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金保全契約は、新資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約は、新資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約（第二種資金移動業に係るものに限る。）とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約（第二種資金移動業に係るものに限る。）とみなす。

3 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十六条 内閣総理大臣は、附則第七条第二項及び第三項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第三十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法規（令和四年法律第六十一号）の施行の日から起算して二年を経過した日から三十日以内に

第二十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則（罰則に関する経過措置）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第二十八条 政府は、この法律の施行後五年を目標として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則（令和四年六月一〇日法律第六一
号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定（施行期日）

（資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に高額電子移転可能な前払式支払手段を発行している者は、施行前にした旧資金決済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新資金決済法の規定に相当の規定がある場合は、この附則に別段の定めがあるものを除き、新資金決済法の相当の規定によつてしまつたものとみなす。

2 前項に規定する者が施行日から起算して二年を経過した日より前に発行した高額電子移転可能な前払式支払手段（第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下「新資金決済法」という。）第三条第八項に規定する高額電子移転可能な前払式支払手段をいう。次項及び次条において同じ。）を発行している者については、新資金決済法第十二条の二の規定は、施行日から起算して二年間は、適用しない。

2 前項に規定する者が施行日から起算して二年を経過した日より前に発行した高額電子移転可能な前払式支払手段についての新資金決済法第十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「発行しようとする」とあるのは「発行している」と、「あらかじめ」とあるのは「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るために」の法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第三十一条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法規（以下この条において「改正後の各法律」と

いう。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
二 附 則（令和四年一二月九日法律第九七号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年一一月二九日法律第七九号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四月一日

四 第一条中金融商品取引法第三十七条の三の規定、同法第四十条の二第四項及び第五項の改正規定、同法第三十七条の四の見出し及び同条第一項の改正規定、同法第三十九条の二の改正規定、同法第四十三条の五の改正規定（交付する書面に記載する事項）を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る。）、同法第百七十九条第二項の改正規定（審判の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定）、同法第百八十三条第二項の改正規定（審判手続開始決定記録に記載される）を「最初の審判手続の」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第百八十二条（見出しを含む。）の改正規定、同法第百八十三条第二項の改正規定（審判手続開始決定書に記載される）を「審判手続開始決定記録に記載され、これを「審判手続開始決定記録に記載され」に改める部分を除く。）、同法第百八十四条第一項、第百八十五条の三第一項、第九十九条第二号の四並びに第二百五十五条第十二号及び第十三号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定並びに同法第二百八条第六号の改正規定、第三条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十三条第二号の四並びに第二百五十五条第十二号及び第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、同法第二十四条第二項の改正規定並びに同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十一の二、第二十七条の三十一の六第一項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十一第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百七十七条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の三第一項、第二十七条の三十一第一項、第二十七条の三十一の五並びに第二百七十二条の十二第一項、第二十七条の三十九号及び第六号並びに第二百九十三条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年

止」を加える部分を除く。）、同条第二項の改正規定並びに同法第十条の二の五第四号及び第五号の改正規定、第八条（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条の改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定、同法第三十九条の二の改正規定、同法第四十条の二第二項を削る改正規定、同法第四十三条の五の改正規定（交付する書面に記載する事項）を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る。）、同法第百八十二条（見出しを含む。）の改正規定（審判の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定）、同法第百八十三条第二項の改正規定（審判手続開始決定記録に記載され、これを「審判手續開始決定記録に記載され」に改める部分を除く。）、同法第百八十四条第一項、第百八十五条の三第一項、第九十九条第二号の四並びに第二百五十五条第十二号及び第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、同法第二十四条第二項の改正規定並びに同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十一の二、第二十七条の三十一の六第一項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十一第一項、第二十七条の三十一の五並びに第二百七十二条の十二第一項、第二十七条の三十一第一項、第二十七条の三十一の五並びに第二百七十二条の十二第一項、第二十七条の三十九号及び第六号並びに第二百九十三条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年

止」を加える部分を除く。）、同条第二項の改正規定並びに同法第十条の二の五第四号及び第五号の改正規定、第八条（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条の改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定、同法第三十九条の二の改正規定、同法第四十条の二第二項を削る改正規定、同法第四十三条の五の改正規定（交付する書面に記載する事項）を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る。）、同法第百八十二条（見出しを含む。）の改正規定（審判の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定）、同法第百八十三条第二項の改正規定（審判手續開始決定記録に記載され、これを「審判手續開始決定記録に記載され」に改める部分を除く。）、同法第百八十四条第一項、第百八十五条の三第一項、第九十九条第二号の四並びに第二百五十五条第十二号及び第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、同法第二十四条第二項の改正規定並びに同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十一の二、第二十七条の三十一の六第一項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十一第一項、第二十七条の三十一の五並びに第二百七十二条の十二第一項、第二十七条の三十一第一項、第二十七条の三十一の五並びに第二百七十二条の十二第一項、第二十七条の三十九号及び第六号並びに第二百九十三条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年

の禁止一を加える部分に限る。)を除く。)の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。